

次のとおり契約の相手方等について公告します。

平成17年5月13日

京都市長 榎本 頼兼

[掲載順序]

[1]調達件名等 [2]契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 [3]随意契約の相手方を決定した日 [4]落札者の名称及び所在 [5]契約金額 [6]契約の相手方を決定した手続 [7]随意契約の場合は、随意契約によることとした理由

[1]バックアップシステム用端末機器（区役所サーバ）の賃貸借 [2]京都市文化市民局市民生活部区政推進課 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 [3]平成17年4月1日 [4]日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 [4]129,304,980円 [6]随意契約 [7]「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第10条第1項第1号及び第2号

[1]市民窓口課端末機器の賃貸借 [2]京都市文化市民局市民生活部区政推進課 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 [3]平成17年4月1日 [4]日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 [4]109,467,540円 [6]随意契約 [7]「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第10条第1項第1号及び第2号

[1]市民窓口課外国人登録用端末機器の賃貸借 [2]京都市文化市民局市民生活部区政推進課 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 [3]平成17年4月1日 [4]日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 [4]35,566,020円 [6]随意契約 [7]「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第10条第1項第1号及び第2号

[1]住基ネットワーク端末機器の賃貸借 [2]京都市文化市民局市民生活部区政推進課 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 [3]平成17年4月1日 [4]日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 [4]66,995,460円 [6]随意契約 [7]「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第10条第1項第1号及び第2号

[1]証明書発行コーナー端末機器の賃貸借 [2]京都市文化市民局市民生活部区政推進課 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 [3]平成17年4月1日 [4]日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 [4]51,775,920円 [6]随意契約 [7]「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第10条第1項第1号及び第2号

(文化市民局市民生活部区政推進課)